

ダンピング対策の強化について（お知らせ）

1 概要

第三次・担い手3法の全面施行を踏まえ、労務費等の適切な計上及びその行き渡りを促進するため、県発注工事におけるダンピング受注の排除に向けた取組を拡大する。

2 内容

(1) 材料費等の記載がない工事費内訳書に対する取扱いの厳格化

入札時に提出する工事費内訳書の様式を改正し、材料費等の記入欄を追加。

材料費等の記載が無い場合は原則として失格として取り扱う。

(工事費内訳書への記載イメージ)

| 工事費の内訳 | | | | | | |
|----------------------------|---------|----|----|-------|-----------------------|-----------|
| 費目・工種明細など | 規格1・規格2 | 単位 | 数量 | 金額(円) | 技術提案の内容 | |
| 直接工事費のうち、材料費 | | | | ***** | 記載がない場合 失 格 | |
| 直接工事費のうち、労務費 | | | | ***** | | |
| 現場管理費のうち、法定福利費の事業主負担額 | | | | ***** | | 【土木工事の場合】 |
| 工事原価のうち、現場労働者の法定福利費の事業主負担額 | | | | ***** | | 【建築工事の場合】 |
| 現場管理費のうち、建退共制度の掛金 | | | | ***** | | |
| 工事原価のうち、安全衛生経費 | | | | ***** | | |

※ 記載方法等については、公告等に添付する「工事費内訳書への材料費等の記載について」を参考とすること。

(見積額の記載が困難な場合の取扱い)

○ 材料費、労務費、建退共制度の掛金、安全衛生経費

市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、次のとおり記載（空欄は失格）

(全額計上が困難)

「算出不能」、「計上不可」等と記載

(一部計上が困難)

計上可能な分のみ記載し、「*** (一部のみ計上)」円等と記載

| | | |
|------------------|--------------|---|
| (例) 直接工事費のうち、材料費 | *** (一部のみ計上) | 円 |
| 直接工事費のうち、労務費 | 算出不能 | 円 |

※ 「算出が困難な場合」とは、適用された積算方式において各経費を分離することが困難な場合を想定しており、単に下請事業者が未定、積み上げ対象が多岐に渡る等の理由による場合は含まない。

※ 法定福利費はこの取扱いの対象外。

○ 建退共制度の掛金

納付の対象となる労働者がいない場合、金額の欄に「-」と記載（空欄は失格）

(2) 請負代金内訳書における材料費等の明示の義務化等

契約後に提出する請負代金内訳書の記載事項に「材料費等」を追加する。また、工事価格の内訳について、全ての工事で記載を必須とする。

| | 改正前 | 改正後 |
|---------|---|---------------------------------------|
| 工事価格の内訳 | 高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、 <u>省略可能</u> | <u>全ての工事で記載</u> |
| 記載事項 | 労務費、法定福利費を記載 | <u>材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金</u> を記載 |

【請負代金内訳書様式】

(第3条関係)

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

契約年月日 令和 年 月 日

請負代金額 円

工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

| 費 目 | 工 種 | 種 別 | 細 別 | 規 格 | 単 位 | 員 数 | 単 価 | 金 額 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 全ての工事で記載 | | | | | | | | |

(直接工事費のうち、材料費 円)

(直接工事費のうち、労務費 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 円) (注2)

(工事原価のうち、安全衛生経費 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円)

(注1) 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

(注2) 建築工事においては、「工事原価のうち、法定福利費」とする。

(3) 労務費ダンピング調査の実施

全ての入札者が適正な労務費を確保し応札する公正な競争環境の実現に向けて、県発注工事の競争入札において労務費ダンピング調査を実施する。

ア 対象工事

競争入札に付す建設工事のうち、災害復旧事業等の工事及び軽微な工事(※)であって発注者が実施を要しないと認めたものを除く全ての工事

※ 請負対象設計金額 500 万円未満の工事であって積算基準によらず見積りにより設計したもの

イ 工事費内訳書様式の改正

対象工事の入札者は、工事費内訳書により、計上した労務費の算定方法を回答

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------|--|
| ①「工事費内訳書(表紙)」 | ①「工事費内訳書(表紙)」 |
| ②「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」 | ②「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」 <u>②-2「労務費の算定方法」(新規)</u> |
| ③「労務賃金調書」 | ③「労務賃金調書」 |
| ④「誓約書」 | <u>④～廃止～(※)</u> |

※完成後の調査等に関する誓約書は廃止し公告共通事項等に反映(測量・建設コンサルタント等業務も同様)

ウ 調査対象者

落札候補者のうち、工事費内訳書に記載した直接工事費が官積算の直接工事費の97%を下回る者

エ 調査方法

工事費内訳書様式2-2「労務費の算定方法」により、調査対象者の労務費の算定方法を確認し、労務費が適切に算定されているかを確認する。

オ 調査後の対応

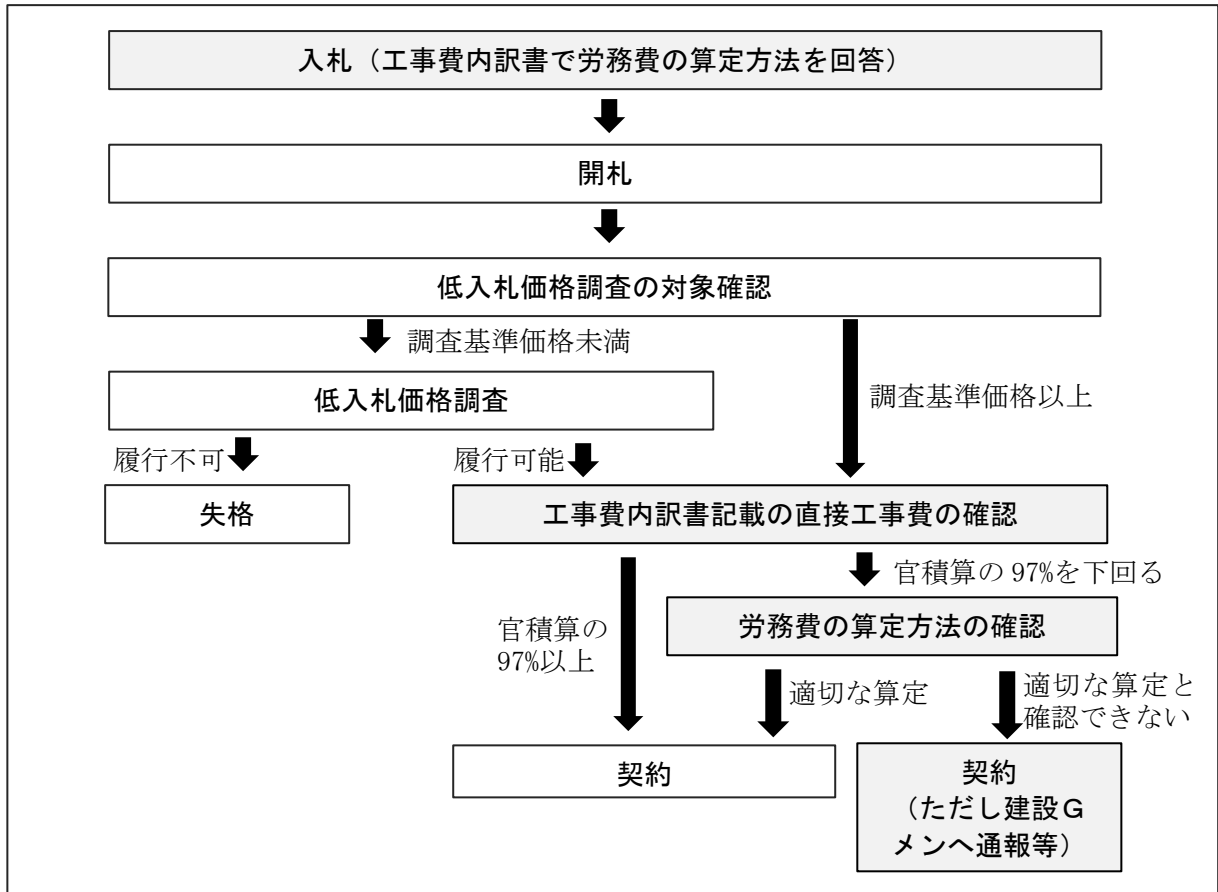
労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合、契約を締結した上で、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月(国土交通省不動産・経済産業局))等を踏まえ、次のとおり対応する。

| 時期 | 項目 | 内容 |
|-----|-----------|--|
| 契約後 | 発注者からの要請 | 次の点について書面により要請 ・ 十分な労務費を考慮した入札と判断できる合理的理由が認められないこと ・ 今後の入札においては適切に労務費を計上すること |
| | 建設Gメンへの通報 | 工事費内訳書等を添付のうえ建設Gメン(※)に通報 (通報後、建設Gメンから提供依頼があった場合は関係書類を提供) |
| 完成後 | 工事完成後調査 | 工事完成後調査(労務監査含む)の実施 (調査資料は建設Gメンにも提供) |

※建設Gメン(建設業法第40条の4)

建設工事における取引の適正化や建設工事に従事する者の適正な処遇確保を図るため、各種情報収集を通じて取引状況を監視し、不適当な取引行為に対する改善指導等を実施。

(労務費ダンピング調査の流れ)



(注意喚起の書面のイメージ)

令和 年 月 日

〇〇〇〇 様

(契約担当職員)

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

次の工事において、入札金額の内訳に記載された直接工事費が、適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、調査を行った結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。

このため、建設業法等に違反する可能性が懸念されるものとして、建設業法第40条の4に規定する建設Gメンに通報します。

また、今後の入札においては、「建設業法令遵守ガイドライン」や「労務費に関する基準」等を踏まえて、適切な労務費の確保を徹底してください。

| | |
|-----|--|
| 工事名 | |
|-----|--|

(工事費内訳書の記載イメージ)

様式2-2

労務費の算定方法

入札者 商号又は名称 _____
工事名 _____

本件工事に係る労務費の算定方法について、当てはまるものを選択してください

1 労務費の算定方法(主なもの一つだけ選択)

- ① 下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定。
(見積書を徴したが採用しなかった場合も含む。) →2(1)(2)を回答
- ② 下請予定事業者からの見積書を踏まえて労務費を算定。 →3(1)(2)(3)を回答
- ③ あらかじめ入札金額を決めた上で経費比率等を踏まえて算定。 →回答終了。2・3は回答不要。
- ④ 根拠なく、概算で算定。 →回答終了。2・3は回答不要。
- ⑤ 市場単価方式等のため労務費の算定が困難(全額計上困難の場合のみ。
一部計上困難の場合は計上した分について①～④から選択すること) →回答終了。2・3は回答不要

(①の採用しなかった場合の例)

- ・ 施工条件や難易度等が標準的な工事であるにもかかわらず、提出された見積金額が過大又は過小であったため採用しなかった
- ・ 提出された見積書が数量や単価等の内訳が記載されておらず、見積金額の妥当性が検証できなかったため採用しなかった
(又は参考程度にとどめた)

2 下請予定事業者からの見積書を徴さず、労務単価×歩掛で算定した場合

(1) 労務単価について(いずれか一つを選択)

- ① 最新の公共工事設計労務単価と同等又は上回る単価を採用している。
- ② 最新の公共工事設計労務単価を下回る単価を採用している。

(2) 歩掛について(いずれか一つを選択)

- ① 標準歩掛を適用している
- ② 施工条件や難易度等を考慮し、類似工事の実績等を踏まえて、標準歩掛より小さい歩掛を設定(大規模、作業性が良好、現場が近接など)
- ③ 施工条件や難易度等を考慮し、類似工事の実績等を踏まえて、標準歩掛よりも大きい歩掛を設定(小規模、作業性が悪い、現場が遠方など)
- ④ 施工効率を高めるため、標準的な工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定
- ⑤ 品質向上のため、標準的な工法とは異なる工法(又は新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、低い施工効率を想定
- ⑥ あらかじめ入札金額を決めたうえで、歩掛を調整

3 下請予定事業者からの見積書を踏まえて労務費を算定した場合

(1) 見積条件等について(いずれか一つを選択)

- ① 工事の内容を具体的に明示して依頼した(施工場所、設計図書、責任施工範囲、工程、見積条件、施工環境・施工制約、材料費等の費用負担区分 等)
- ② 大まかな工事内容を伝えて依頼した。

(2) 見積期間について(いずれか一つを選択)

- ① 建設業法施行令第5条の9を参考に、見積期間を少なくとも5日以上(予定価格500万円未満の場合は1日以上)確保した。
- ② 時間的猶予がなく見積期間は5日未満である。
- ③ 見積期間は特に明示していない。

(3) 労務費について(いずれか一つを選択)

- ① 下請予定事業者の見積内容の妥当性を確認したうえで(下請予定事業者と調整し) 労務費を算定した。
(妥当性確認の例)
 - 最新の公共工事設計労務単価の水準を満たしているか。
 - 歩掛を上げて労務単価を下げるなどの取り扱いを行っていないか。
- ② 下請予定事業者による見積書に記載された労務費をそのまま転記した。
(具体例)
 - 最新の公共工事設計労務単価と比較することなくそのまま転記した。
 - 見積書に労務費の総額のみ記載されていたため、労務単価については特に確認を行うことなくそのまま転記した。
 - 最新の公共工事設計労務単価よりも低い水準であったが、その理由等について特に確認することなくそのまま転記した。
- ③ 入札予定金額から算定した下請工事相当金額を基に、下請予定事業者による見積金額を減額調整(端数処理含む)して算定した。

(4) 契約約款等へのコミットメント条項の導入

労務費及び賃金の支払い状況等を確認できる仕組みを構築し、適正な労務費等の確保・行き渡りを促進するため、県発注工事にコミットメント条項を導入する。

ア 対象

全ての建設工事

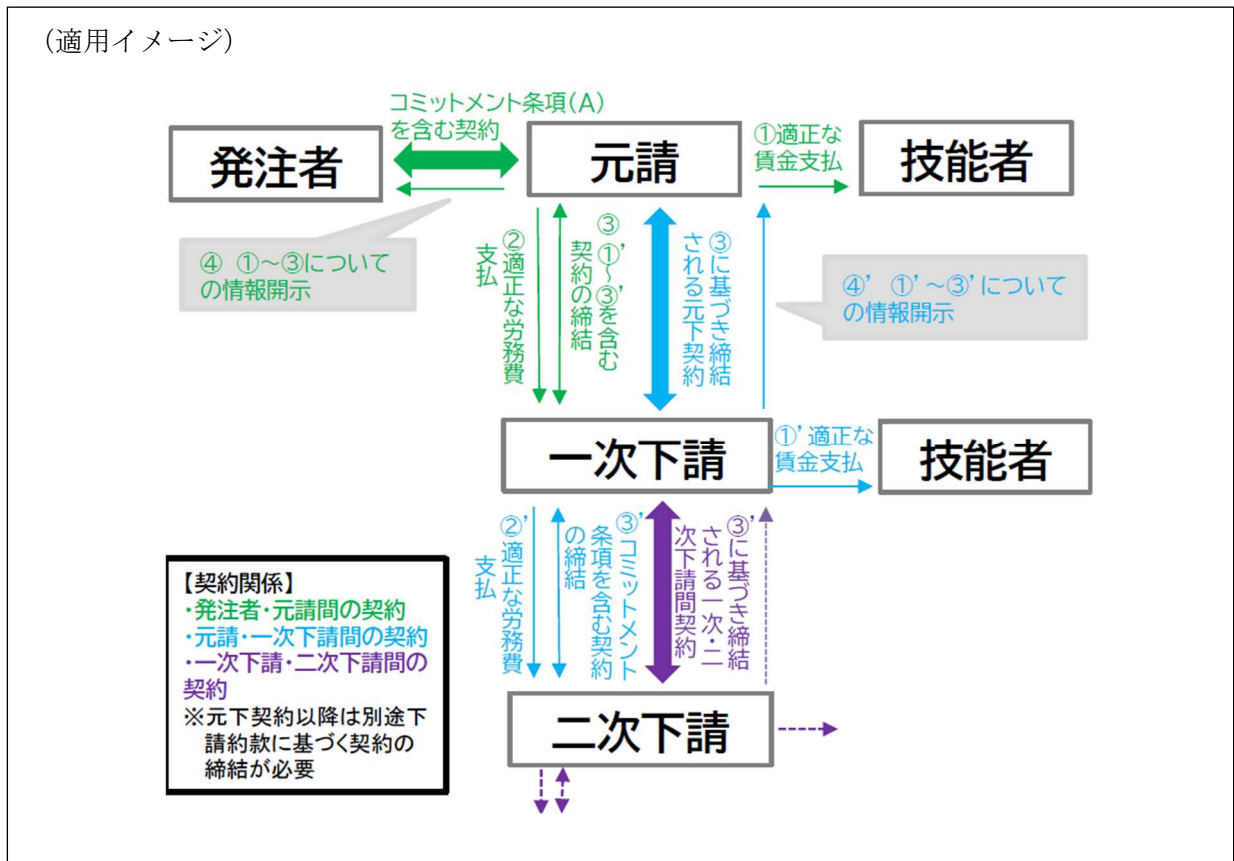
イ 実施内容

建設工事請負契約約款等に、請負契約において確保した労務費を下請事業者や技能労働者に適正に支払うことを契約上担保するコミットメント条項を追加する。

制度の円滑な導入を図るため、令和8年度は一部の条項を努力義務とし、段階的に運用強化を図る。なお、労務費ダンピング調査の対象外の案件（随意契約含む）においては努力義務（情報開示規定を除く）として運用する。

| コミットメント条項 | 令和8年度 |
|---|-----------------------|
| ① 元請事業者の技能労働者への適正な賃金支払 | 義務規定 |
| ② 下請事業者に対する適正な労務費支払 | 義務規定 |
| ③ コミットメント条項を含む下請契約の締結 (元請事業者を通じた下請事業者への義務付け) | 努力義務規定 (段階的に義務規定化) |
| ④ 発注者が必要と認めた場合の情報開示 (コミットメントした内容に関する書面) | 義務規定 |

※ 努力義務規定は特約事項に記載（労務費ダンピング調査の対象外の案件は①～③を努力義務規定として特約事項に記載）



(段階的強化のイメージ)

| | | | | | |
|----------------|--------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 労務費ダンピング調査対象工事 | 一部努力義務 | 全て義務化 〇〇円以上 | 全て義務化 〇〇円以上 | 全て義務化 〇〇円以上 | 全て義務化 |
| | 一部努力義務 | 一部努力義務 | 一部努力義務 | 一部努力義務 | 全て義務化 |
| | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 | 努力義務 |
| 上記以外 | 令和8年度 | 令和〇年度 | 令和〇年度 | 令和〇年度 | 令和〇年度 |

【改正後の建設工事執行規則】 ~約款では知事を発注者に読替（努力義務とする場合は特約事項とする）~

(適正な労務費の確保等)

第十四条の二 知事及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 知事は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。
- 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。
- 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
 - イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技術者に支払うこと。
 - ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ハにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。
 - ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。
 - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 知事は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- 一 前項第一号の支払に関する書面
- 二 前項第二号の支払に関する書面
- 三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

労務費ダンピング調査により確認

①適正な賃金支払

②下請への適正な労務費支払

③コミットメント条項を含む
下請契約の締結
※当面、努力義務規定(特約事項)

④情報開示（必要な場合）

(5) 建設工事における工事完成後調査の見直し

低入札価格調査制度の改正及び労務費ダンピング調査の導入等を踏まえ、低入札契約者以外を対象とする工事完成後調査の実施対象等を見直す。

ア 実施対象の見直し

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合 | 次に掲げる事項に該当する場合で、特に必要と認められる場合 |
| ① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合 | ① 入札時に提出された工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目が、官積算と比較して著しく低い場合 |
| ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合 | ② 賃金や各種保険等の労働条件が適正に確保されていない疑いがある場合 |
| ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合 | ③ 下請契約及び下請代金支払等が適正ではない疑いがある場合 |
| ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合 | ④ 施工中に事故等が発生し、発生した要因が、適切な施工が行われていなかったことによるものと疑われる場合 |
| ⑤ 落札率が90%を下回る場合 | ⑤ 落札率が90%を下回る場合 廃止 <u>⑤ 労務費ダンピング調査において、労務費が適切に算定されていることが確認できなかった場合</u> 新設 |

イ 入札契約手続きの取扱いの見直し

制度が定着してきたことを踏まえ、完成後調査の実施を担保するため徴している誓約書を廃止し、特約事項として契約書に添付する方法に見直す。

(測量・建設コンサルタント等業務も同様とする)

3 施行期日

令和8年6月1日以降に指名・公告等する案件から実施する。

((1)、(3)、(5)については競争入札に付す案件に限る)

(対象部局：全部局)